

No.17002

お客さま各位

日本航空株式会社

**(再周知) 貨物室内における温度データロガーなどの電子機器のご利用について**

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は JALCARGO に格段のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

貨物室内における温度データロガーなどの電子機器のご利用に係る弊社対応につきましてはすでに「国内貨物ニュース NO.15002（＊）」にてご案内しておりますが、電源を入れた状態での利用可否に関するお問合せを引き続き頂戴しておりますので、改めてご案内申し上げます。弊社における電子機器の対応につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

＊：2015年7月14日（一部変更）貨物室内における温度データロガーなどの電子機器のご利用について（国内貨物）

敬具

## 記

**1. 対象**

貨物室内に搭載するすべての電子機器

（携帯電話など通信用の電波を発する・発しないに関わらず、すべての電子機器が対象となります。）

**2. 対象便**

国内線・国際線に関わらず、すべての便

**3. お客様への依頼事項**

1) 梱包またはULD内に貼付した温度データロガーや衝撃記録計などの電子機器については、

原則としてあらかじめ電源をお切りいただいたうえでご搬入をお願いいたします。

2) 航空輸送中における計測を目的とした温度データロガーや衝撃記録計などの電子機器を電源を入れた状態でご利用いただくためには、下記の規格に適合していることが必要条件となります。

■ RTCA DO160 Section21（または 21.5）の検査実施日が

a) 2015年5月6日以前の電子機器は「RTCA DO160 Section21 Category M」

b) 2015年5月7日以降の電子機器は「RTCA DO160 Section21 または 21.5 Category H」

（※いずれの場合も RTCA DO 160 のバージョンは“D”以降のものである必要がございます。）

また、確認済み電子機器リストに記載のない電子機器をご利用される場合は、輸送開始の3日前を目安として、弊社営業担当者または予約案内までお申し出のうえ、以下の書面のご提出をお願いいたします。弊社にてご利用の可否について確認いたします。

① 製品仕様書

② a) 2015年5月6日以前の電子機器は「RTCA DO160 Section21 Category M」

b) 2015年5月7日以降の電子機器は「RTCA DO160 Section21 または 21.5 Category H」

(※いずれの場合も RTCA DO 160 のバージョンは“D”以降のものである必要がございます。)

に適合していることを示す書類

#### 4. その他

上記手続きを経て、ご利用が可能であることを確認いたしました電子機器につきましては、以後の確認および証明書等の提出は不要といたします。なお、最新の状況につきましては、弊社業務部安全・品質管理グループ（TEL：03-5757-3103）までご確認ください。

〈別紙〉 許可済み電子機器リスト（2017年4月1日現在）

以上